

○田川地区清掃施設組合ごみ処理施設使用条例施行規則

平成 13 年 4 月 1 日

規則第 20 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合ごみ処理施設使用条例(平成 13 年条例第 15 号)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可証の提出)

第 2 条 田川市、川崎町(以下「関係市町」という。)の許可業者は、関係市町の発行する許可証の写を組合長に提出しなければならない。

(田川市川崎町清掃センターの使用)

第 3 条 田川市川崎町清掃センターに関係市町民自ら搬入する場合は、田川地区清掃施設組合手数料条例(平成 8 年条例第 1 号)により手数料を支払わなければならない。

(搬入量の制限)

第 4 条 組合長は、維持管理上の都合により、搬入量を制限することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 3 日規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 6 日規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。